

報道関係者各位

令和6年9月9日

議会の議決を経ずに行った教師用指導書の購入について

本来、議会の議決が必要な契約案件が、議決を経ずに契約していた案件が判明しましたので、お知らせします。

記

1 概要

令和6年度に購入した小学校の教師用指導書について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定されている予定価格3,000万円以上の動産の買入に該当していたにもかかわらず、議会の議決を経ずに契約していた案件が1件あることが判明しました。

2 対象案件

小学校の教師用指導書の購入

購入価格 31,694,630 円、数量 1,862 冊

3 発生原因

消耗品（教師用指導書）が、取得に議決を要する財産に該当するという認識が不足していたことから発生したもの。

4 調査結果

市全体で過去に遡って調査したところ、該当は本事案のみでした。

5 今後の対応

当該手続を有効なものとするべく、令和6年9月定例会において、買入れの追認を求める議案を提出予定。

6 再発防止策

議会の議決に付さなければならない財産の取得に関する事務手続きについて、改めて全庁に周知を行い、契約事務手続きを進める際の法令順守の徹底を図ります。



SDGs 未来都市

舞鶴市 教育振興部 学校教育課（担当：日下部 66-1072）

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL: 0773-66-1072、FAX: 0773-62-9897

E-mail: gakkyo@city.maizuru.lg.jp